

商工委員會議録第二十六号

昭和三十三年四月十六日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事小笠 久雄君 理事西村 直己君

理事加藤 清二君 理事松平 忠久君

阿左美廣治君 内田 常雄君

川野 芳滿君 佐々木秀世君

首藤 新八君 田中 角榮君

中村庸一郎君 南 好雄君

横井 太郎君 片島 港君

佐竹 新市君 田中 武夫君

田中 利勝君 中崎 敏君

永井勝次郎君 帆足 計君

八木 昇君

出席國務大臣

通商産業大臣 水田三喜男君

出席政府委員

公正取引委員長 横田 正俊君

公企委員長 坂根 哲夫君

總理府事務官(公正取引委員 会事務局長) 坂根 哲夫君

通商産業 政務次官 長谷川四郎君

通商産業事務官(大臣官房長) 松尾 金藏君

中小企業庁長官 川上 爲治君

通商産業事務官(中小企業 庁振興部長) 今井 善衛君

委員外の出席者

大蔵事務官(主税局新制 第一課長) 塩崎 潤君

専門員 越田 清七君

四月十一日

委員大倉三郎君辞任につき、その補 欠として岡崎英城君が議長の指名で 委員に選任された。

四月十六日

委員川俣清吉君辞任につき、その補 欠として永井勝次郎君が議長の指名 で委員に選任された。

四月十二日

自転車競技法を廃止する法律案(永 井勝次郎君外十一名提出、衆法第二 五号)

小型自動車競走法を廃止する法律案 (永井勝次郎君外十一名提出、衆法 第二六号)

電子工業振興臨時措置法案(内閣提 出第一四四号)(予)

同月十日

中小企業団体法制定に関する請願 (重政誠之君紹介)(第二六九一号)

同外二件(周藤英雄君紹介)(第二六 九二号)

同(田中角榮君紹介)(第二六九三三 号)

同外一件(田中龍夫君紹介)(第二六 九四号)

同(徳田與吉郎君紹介)(第二六九五 号)

同(町村金五君紹介)(第二六九六号)

同外一件(松澤雄蔵君紹介)(第二六 九七号)

同外一件(松本俊一君紹介)(第二六 九八号)

同(福田越夫君外一名紹介)(第二七 〇五号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第二七〇六 号)

同(加藤鐵五郎君紹介)(第二七〇七 号)

同外一件(中川俊思君紹介)(第二七 〇八号)

同(松本龍蔵君紹介)(第二七〇九号)

同(八木一郎君紹介)(第二七一〇号)

同外十六件(山本勝市君紹介)(第二 七一一号)

同(米田吉盛君紹介)(第二七一二号)

同(赤澤正道君紹介)(第二七二一 号)

同外一件(杉浦武雄君紹介)(第二七 二二号)

同外二件(野依秀市君紹介)(第二七 二三号)

同外一件(久野忠治君紹介)(第二七 二四号)

同(山崎巖君紹介)(第二七二五号)

同外三件(吉田重延君紹介)(第二七 二六号)

同外一件(米田吉盛君紹介)(第二七 二七号)

同(小笠原三九郎君紹介)(第二七五 〇号)

同外一件(菊池義郎君紹介)(第二七 五一号)

同(徳安實蔵君紹介)(第二七五二 号)

同(並木芳雄君紹介)(第二七五三 号)

同外一件(淵上房太郎君紹介)(第二 七五四号)

同外四件(米田吉盛君紹介)(第二七 五五号)

同(川崎末五郎君紹介)(第二七七六 号)

同(八田貞義君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

同(小笠原義雄君紹介)(第二七七七 号)

件(中村三之丞君紹介)(第二六九九 号)

同(米田盛吉君紹介)(第二七七八 号)

商業調整法制定に関する請願外一件 (加賀田進君紹介)(第二七三三三 号)

同外一件(水谷長三郎君紹介)(第二 七三四号)

同外一件(大矢省三君紹介)(第二七 三五号)

同(野原寛君紹介)(第二七三六号)

電気事業の公営復元に関する請願 (瀬戸山三男君紹介)(第二七七九号)

東北地区の電力確保に関する請願 (田中彰治君紹介)(第二七八〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

中小企業団体法案(内閣提出第一三 〇号)

中小企業組織法案(水谷長三郎君外 二十三名提出、衆法第二二二号)

中小企業組織法の施行に伴う関係 法律の整理に関する法律案(水谷長 三郎君外二十三名提出、衆法第七 号)

中小企業の産業分野の確保に関する 法律案(水谷長三郎君外二十三名提 出、衆法第五号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十 三名提出、衆法第六号)

〇福田委員長 これより會議を開きま す。

中小企業団体法案、中小企業組織法 案、中小企業組織法の施行に伴う関係 法律の整理に関する法律案、中小企業

の産業分野の確保に関する法律案及び 商業調整法案、以上各案を一括議題と し、審査を進めます。

質疑に入ります。通告がありますので 順次これを許します。西村直己君。

〇西村(直)委員 中小企業団体法案が 政府から提案になりましたが、社会党 から中小企業の基本法である組織法を 合せまして三法出でおります。社会党 勸業委員会にはその裏打ちとしての最低 賃金法を出しておられます。こういう 形で中小企業のいわゆる組織面と申し ますが、そういう面からの対策がいよ

いよこの国会に出て参りました。

実は先般首藤新八君がわが党を代表 いたしまして質問しました。社会党か らも質問がありました。これに對する根 本的な考え方を國民に明らかにしても らうようになっておいたわけですが、こ れが御返事が出ておりません。そこで 適当な機会に總理大臣からこの所信、 特に今までは私どもが見ておりました中 小企業対策というものとかなり変革期 に入っておると思ひます。これに對す る総合的な基本的な方針をお示しにな る必要があると思ひます。でございます が、これを意見として申し上げておき ます。

結局金融と税制、こういう面から従 来中小企業対策というものがあつた程 度推進せられてきたが、組織と申し ますが、こつこつとあつた面からくる 問題がこの国会において大きく取り上 げられてきている。そこで通産大臣に

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

第一類第九号 商工委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月十六日

お聞きしたいのですが、政府といたしましては、中小企業の一つの基本的な法律が出ておるのに対して、これを発展させていって、さらにどういふ具体的な法制的措置ないし行政的な措置をこの国会において、あるいは次の国会においてお考えになっておられるか。この点に対しては御構想を承わりたいと思うのでございます。

○水田國務大臣 中小企業振興についての審議会から答申がございましたように、まずこういう形の組織の強化を考へること、別に小売商の振興についての立法措置、それから大企業及び中小企業の分野の調整の問題とか、そういうものを考へた中小企業振興助成法という立法の措置、この三つをあわせて整備したら、大体中小企業に対する法的措置は完全になるだろうというふうな答申が参つておりますが、大政府の考へもその方向にございまして、まず第一に団体法を提出いたしました。ただいま小売商振興法についての検討を行なっておりますので、この国会にあつたら提出したいと思つております。なおもう一つの方は、この前にも委員会で申しましたように、技術的にいろいろむずかしい点を含んでおるといふこと、それから中小企業庁などで現在行なっているいろいろな助成事業に法的の根拠を与える、法制化を中心としたものでございまして、この方はおくれでも現にやっておりますのでございまして、それから差しつかえないだらう、従つて国会の会期の問題もございまして、私どもにももう少し検討の機会を与えてもらいたいという問題も含んでおりますから、それは間に合わないかもしれ

れません。さしあたり今国会にはあとからそういう法律も出して、二法案ぐらゐを御審議願いたい、こういう予定を持っております。

○西村(直)委員 社会党の方は御存じの通り、三法を一心一つの思想といひますか、考へ方のもとに体系をつけて出しておられる。政府とされましてもそういう考へ方があることはうすうすわれわれ承わつておるのであります。もちろんこの基本法なり組織法あるいは団体的な考へ方、それと同時に小売商等々の産業分野の調整、それからいまだ一つは合理化、企業振興といふような意味においての助長法、こういった三本立の思想はよくわかりますが、あわせて行政の施策としてそれ以外に金融、税制、こういったものを対しまして、今年度の予算は成立をいたしましたけれども、来年度へ向つてこれらの中小企業対策の一環として何らかの考へになりますか、まだそれについてはこれからということにございましょうか、その点を一つと申ししますのは、率直に申しますと、団体法については後ほど詳細にいろいろな角度から御意見を申し上げてみたいと思つておりますが、中小企業としてはいかにやがて税の問題あるいは金融の問題、設備合理化資金としての財政投融資等の問題について多大なる関心を持っている。片や率直に申しますと、中政連のような一つの政治団体は、事業税全面撤廃、物品税全面撤廃、それから財政資金は、郵便貯金のいわゆる零細預金は半額は中小企業に投入せよ、こういう一つの民間運動を起しておられます。これがすなわち団体法を作れば何かそういうものが出てくるのでは

ないか、こういう強い要望になっておられますので、そこいらに対して政府としては関心という心がまゑと申すか、そういうものをお持ちでありますし、うかどうか。これはむしろ総理大臣に大きな角度から、日本の経済構造の中における中小企業のあり方、ひいてはそれに対する計画性の投入、こういうような点を述べていただきたいのであります。一つ通産大臣からも御所見を承わりたいと思ひます。

○水田國務大臣 今中小企業に対して政府がいろいろ施策を考へる上において最もむずかしい問題となつておりますのは、中小企業の実態調査といふものが現在十分行われていない、予算の關係もございまして機械の關係もございまして、実際に多種多様な行なつておられるもので、今年度の実態調査の予算を若干確保して始めるといふことになっておりますから、この仕事が進みますと、今度は金融の問題についても税制の問題についてももう少し明確な対策ができるのではないかと考へております。従つて政府の考へておられる実態調査と並行して、今後のそういう問題は政府としても考へたいと思つております。

○西村(直)委員 もちろん中小企業の広範なる分野にわたつて、また多種多様な、また日本経済の特有性からくるいろいろな素質を持った中小企業の実態調査といふものは、今日すでにできていなければならぬ段階であるのがおくれであるといふことは非常に遺憾なわけですが、これには日本の敗戦からくる基幹産業の建て直しというふうないろいろな要素もあつたし、これは理解

できないこともないのであります。しかし今日は中小企業が特に非常に関心を持っておるものといひましたし、日々当面している問題があるわけなんです。従つてたとえば今の物品税といふようなものが比較的零細企業のことろへしわ寄せになつておる。農業事業税と中小企業の実業税との問題を考へましてもアンバランスがある。それらがすべて政治の貧困を訴えてきています。従つて実態調査が完了するとかあるいは実態調査そのものを待つてでなくして、相当大規模な転換をなさる必要があるのじゃないか、こういうふうなことは意見でございまして、私は申し上げておきたい。特に総理大臣が長期安定政権でも作りたいという御要望があればあるだけこの点については多大なる御関心を持つことを天下に示していただきたい。

そこでさらに話を進めまして、実態調査といふ言葉が出ましたが、この基本法といふものが包括的に、特に自民党と申しますか政府案の場合においては一括して団体法といふものを作つております。中小企業の実態を見ますと非常に多種多様である。貿易の面からいくものもありましよう、国内産業の面もありましよう、それから商業がありましよう、工業がありましよう、マニングがありましよう、建設がありましよう、サービスがありましよう、運輸がありましよう、こう考へて参りますと、きめて多種多様であり、その業態も地域によつて違つて参る、歴史的な特殊性もあります、各地方からくるところの特殊性もある、こういうした場合に、広範な中小企業に対して一本の団体法といふものでもつてがぶつ

とかぶせていくことがいいかどうか、こういう点については御意見はどうでございましょうか。

○水田國務大臣 確かにそういう問題がございまして、従つてこの中で業種を指定しない。業態が違つて、地方別に違つて参るから、その業界が自主的に商工組合の結成をしたいといひてきた場合に、政府がそれを審査して認可するかしないかといふことをきめるというふうにして、業種を指定しないといふことによつて必要なものはそういう組織化ができるし、実際において業態の事情から作れないところは作らないといふことにならうと思ひます。特別に業種を指定しなかつたのもそこにございまして、これによつてこういう法案を作つたことの弊害といふものは除けるのじゃないかと考へております。

○西村(直)委員 社会党案によりまして、たしか八十五業種でサービス業、製造業を中心に行つておるように見られます。こちらは全部を包括しておいて、この特殊性があるわけでありまして、これは議論になりますからあえてそう深くここで展開する必要もないのですが、一つの考へ方としては、別の角度からの中小企業の組織なり振興を考へる場合に、たとえば今後の中小企業振興法あるいは助長法を作るときに、果して中小企業全般の振興法なんといふものを作るのか、大きな業種別あるいはその中でまた特殊性のあるものの振興法を作つていくのか、この二つのところは私は絶えず研究するに値すると思つてます。中小企業庁といふものが一つあります。中政連的な思想からいつてもどうして

もこういうよりどころの組織法といふ

も

ものはほしいうが、場合によつては一つ一つという極端になります。大きく分けた経営規模からありましようし、業種からありましよう、いろいろな面から分けていった組織強化という行き方もとれないことはない。またその方が効果がある場合もある。というのは、私どもは環境衛生の法律案を提案いたしております。なほ提案しておるかという、あれは中小企業庁にくつしたサービス業なんです。しかも比較的零細な企業であつて、金融のツクをどう思つて中小企業庁へ行つたつてそれほどもんど見てもえられない。それなら厚生省なんかで力を入れてもらえば金融のツクもとやす、こういう点も官庁内部の関係であるのであつて、そこらの点から考へていった場合に、たとえば、いろいろな関係の物資を扱い、いわゆる作つたり売つたりするような観点からいつても、この振興法、助長法というやうなものについて、一本で大きくいくのがいいのか、包括的にいくのがいいのか、業種別にいくのがいいのかというところは、われわれは官庁の権限とか官庁のあり方以上に、中小企業の実態に即した法律を作るのがいいのかもしれないけれども、ここいらは今後ともわれわれは党内において検討したいのですが、政府におかれましても十分に御検討願ひたい、こう申し上げておきます。

その次に御質問申し上げたい点は、この団体法という名前自体が私はあまり感心しないのですけれども、まあ法案ですから、団体法といひましよう。この法案の根本思想をお伺ひしたいのであります。私どもが所属しておる自

由民主党というのは、自由主義経済、しかも健全なる自由主義経済、正常な自由主義経済の育成、発展、いわゆる社会主義経済とは立場を異にしておる点から、われわれは中小企業問題を推進して参つておるのであります。従つて、自由、自主、協同、この精神の促進、助長というのが根本義でなければならぬ。そこに、今この法案が、国の権力をある程度入れて、入つてきておるわけでありまう。そして不況克服をしよう。そこで、鳩山さんの時代の二元外交じゃありませんけれども、私はつきりこの点の政府の所信を伺ひたい。これも総理大臣から御答弁を願ひたい。政府全般の問題ですが、自由主義経済というものは、われわれはあくまでも正常化、健全化、育成していくというところ、この基本精神のもとに、不況克服の立場から、この団体法というものが存在しているのだ、あるいは組織を強化した団体を作るために団体法を作るのだ、そういう点であるのか、この点について、一つ一線を明確にしておいていただきたい。この点は大事な点でありますから……。

○水田国務大臣 企業の自由原則というところは、これはもう当然のことでございます。これは私どもは考へておりませんが、中小企業が健全な公正な自由な競争力をもつてお互いが伸びていくという事態であつたら、少しも心配ございせんが、中小企業という企業の特質から、捨てておけば、大企業の競争力に当然勝てないというやうな、それ自身資本主義社会の中において基本的な性格を持つておるのでございまして、この競争力の弱い企業者に対して、ほ

んとこの公正な自由な競争力を与えてやるというためには、やはりそこに組織の力を持たせることがいいというところから、協同組合というやうなものを認めておる。この協同組合というものは、そういう意味で、むしろ弱い、競争力のない企業者の自然発生的な組織ともいえるかもしれませんが、これ自身自由競争原理というのから見るといろいろ問題があると思ひますが、そういうやうなことを協同させていくというところは、もう許されていることではございまして、特別に企業自由の原則に反しているというふうには、今どこでも思ひついていません。これと同じやうに、結局中小企業に組織の力を与へるといふことは、やはり公正な競争力を持たせる一つの手段だということになりますので、本質的に自由競争原理を否定したものというとはいへないだらうと思ひます。ですから、私どもは、中小企業の組織化という場合には、やはり基本的な問題としては、事業協同組合というものをとつて、事業協同組合とこれを強化していく、そのためには系統金融機関としては商工中金というやうなものが、この組織化を伸ばしていく一つの機能を持つていて、思ひますが、そういう形で伸ばしていくのが本筋のやり方だと考へております。しかし、そういう形で中小企業の組織化をはかつても、御承知のやうに非常に数が多くて、過当競争をやつておる。もしこの状態をそのままにしておくとしたら、政府が税制の面で中小企業のめんどろを見て、金融の面ではいかめんどろを見ても、その効果というものは全部消されてしまつて、過当競

争のためにみんな共倒れというやうな状態にあらまうので、このお互いの不況化というものをどう救済していったらいいかというのを考へますと、やはり自主的に調整事業のできる団体を作らせることが必要だ、こういう考へで、自主的な仕事としてこういうものを許す団体の結成を政府が認めようというの、私どもの考へでございまして、いわゆる企業の自由とか、あるいは自由競争の原理というものを否定したやり方では絶対ないだらうと私どもは考へております。そういう意味において、協同組合というものをとつて強化していく方向をとりながら、不況に對してはこういう仕事のできる商工組合の結成、こういう法的な基礎を持つことによつて、中小企業が経営の安定といひますが、そういう基礎を法的に与えられることになりまうので、今の実情から見たらどうしても必要な法的措置じゃないかと考へております。

○西村(直)委員 大体の御趣旨はわかりまう。私が特にこの点を大きく取り上げて問題を提示したのは、結局特に私どもが社会主義というものと相對している行き方を今後ともとらねばならぬ立場をとつて、以上、党内におきまして、率直に申し上げまうと、この法案が出るときに、自由主義経済を極度に主張する方々には相當な異論があつたことも御存じの通り、また計画性を強く入れていくという立場の方から見れば、この法案では弱いという御意見の出るのも無理からぬ。両者まことに一律背反的な立場に立つておる。そこでさらにまた別の立場の案も出ておるわけでありまうので、私どもとしてはあくまでも自由主義経済を否定す

る法案ではなくて、自由主義経済の健全、正常化を育成するための法案だといふ建前から、やはりこれをやつていっていただきたい、こういうのでございまして。この意味をはつきりしておかぬと、二元外交ではないけれども、どつちつかずのふらふら、と申しまうのは、これはお叱りを受けるかもしれせんけれども、労働組合運動というものを改良しても、労働者の待遇というものを改善して、そうして労働を通して、国民経済といひますが、国民全体の向上をはかつていくというのに對して、やはりそこにある段階までくるといろいろ弊害というか、政治運動が入つてきて、行き過ぎになつてくるといふやうな批判が、よく世間で傳わつてくるのであります。こういうやうな問題でも、基本的な態度を歴代の政府が樹立をされてからスタートを切らぬと、方向を間違えてしまふ。おそらく戦争中のいろいろな統制の問題でも、スタートは相當な考へ方があつたらうけれども、最後にはもう無限の荒れ狂うものになつてしまつた。こういうところに一部の危機の念もあるのじゃないか。そこで根本的な精神だけはやはりはつきりさせておかなければならぬ。これを簡単に申せば、中小企業の元来の素質もありましようし、日本経済の特異性もありましようが、共食い競争、過当競争、それを公正な面まで引き上げていくための法律というところにスタートを置いていくといふやうに、解釈をしてよろしうございませうか。

○水田国務大臣 その通りです。

○西村(直)委員 そこでこの法案の持つていき方につきまして考へていかな

ければならぬことは、(労働組合は強制加入ではないぞと呼ぶ者あり)これは後ほど申し上げます。労働組合とこの問題とは違ひるのでございまして、だからこの法案を労働法的な考え方でも進めることについては私は少くとも反対なんです。労働法的な感覚ではないのであります。あくまでも純粋な経済法、産業法というふうな建前から理解をしていきたいのであります。そこで内容が非常に広範な法案であるだけに、民間に趣旨が徹底していかない。それで大企業の団体関係あるいは新系統、百貨店というふうな方面から相当な反対意見も流れているようであります。また一方において、中小企業のうちで特に流通部門、小売業の方々は、非常に追い込まれておりますから、それに対する非常な熱意を示されている。そこできょうこれから私は議論をなすだけ避けまして、問題点を提示し、ある程度明らかにする部分は明らかにしていくことが国会審議に忠実なるゆえんだと思ひますから、大きな問題点だけを拾つて参りたいと思ひますが、この趣旨と内容が時間的にPRができていないのじゃないかと思ひ、大臣もずいぶん御苦労されて、方々でよく理解されるように努力はされているようであります。国会の中であるいは外部においても、この趣旨、内容の説明はきわめて不十分である。こういう点においてやはり今後ともわれわれとしても努力をしなければならぬ。いわゆる政党としても努力をしなければならぬ。同時に政府としても法案の審議の過程においても十分に趣旨を徹底される必要があるのではないかと。中小企業の特質からいけば、われさへ何

とか助かればいいという苦しい境涯から協同あるいはさらに国のうしろだてをもつても過当競争から抜けようという目ざめまで来たていない人もあろうと思ひます。その意味では、中政連が中心になり、あるいはその他の団体あるいは政府の審議会等が中心になってこの声を大きくしていったその功績が大なることは私は認めますが、同時に今度組織化に持つていく方法あるいは精神について十分徹底をされる必要がある。

それからもう一つ大事な点であります。この法案を通じて見ますと、政令事項いわゆる行政事項というふうな、お役人さんの権限に渡されている部分あるいは場合によっては組合自体が運営していくような部分が非常に広範にあるわけでありまして、従つて運用上から来る弊害に対しても十分な検討というか、今のうち明らかにすべきものは明らかにしておかなければいけないのじゃないか。この法律をどういう形で作りまして、たとい社会党さんの行き方をとりまして、自民党さんの政府案をとりまして、どっちをとつたところでこれは議論であつて、それぞれ一つの行き方だと思ひ。団体交渉中心に行く方も一つの考え方、強制加入、アウトサイダー命令、それから組合交渉というふうなさまざまな行き方で行くのも一つの行き方であるが、問題はそこにと立つところの人並びにその背後につながる運営者の思想の問題になつてくると私は思ひます。

これはたびたび、しかられるかもしれせんが、総評の問題を拝見いたしました。せんが、あの国鉄の抜き打ちスト、東条さん自体がとめることもできなかった。よくな汽車を総評はとめるのです。日本歴史始まって以来、とめられぬような汽車をとめるというふうなこともやる。おそろく社会党の議員さんでも、心ある方はこれは困つたなとお考えの人が相当あるのじゃないかと思ひます。これは少し余談になりましたが、私は要するに人の問題、思想の問題になると考えるのであります。その次に申し上げたいのは、公取委員長もきょうはおいでになつております。そこでこの間の本会議の答弁におきまして、団体法案について意見の食い違いがあるのはまことに残念でありますと言われた。それでどういふ点の意見の食い違いがあつたか、その経緯、現在における状況、これは大きな問題でありますから、公取委員長から詳しく一つお述べをいただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 ます私からお答え申し上げます。この団体法案の趣旨が十分に徹底していないというところは、これは事実でございます。相当いろいろな団体に対して政府の考え方を説明しておりますが、関係者に説明は及んで徹底していません。一般の国民への趣旨の徹底というところはまだできておりません。従つて今一般の消費者の方から言つてくるとは、商人が組合を作つたら、その翌日からとうふ一丁三十円にするというところをとうふ屋がきめてしまつて、押しつけてきて、一般はそのとうふを買わなければならぬようになりはせぬか、こういう質問がくること自身、この法案が全然徹底していない証拠になると思ひますので、努めてそういうことの説明を今私どもは消費者団体にやつてゐる。最近はいふ

わかつて、この法案に対する大企業や消費者からの非難はなくなつてしました。が、まだそういう形で十分徹底していないことは事実でございますので、今後この審議を通じて、十分に徹底していただきたいと思つております。それからその次は運用に相当の幅があるということですが、その通りでございます。まして、政府からいろいろこういう調整についての権限を發動すること、は避ける、民間が調整事業をしたいといつて、自主的に一定の手続を踏んできめてきたものに対して、政府は受け身になつてこれを許可するかどうかをきめてやる。こういうふうな政府はどこまでも受け身の立場でこの問題に対処するといふ方針でございます。従つて自主性はあくまで業界にあるのだ、政府は業界から言つてきたものをどう扱うかといふことになるわけでありまして、政府の扱い方については運用上非常に幅がございますから、政府の運営のやり方いかんによつていろいろな弊害も出てきましようし、また運用のよろしきを得れば少しも心配のないことになるのだといふことになりまして、この点は十分私どもとしては気をつけるつもりでございます。

あとから公取委員長のお話があると思ひますが、公取委員会と意見がいろいろ合わない点の一つは、やっぱり運用上の問題と関連してゐると思ひます。政府が運用を悪くやつたら、これは消費者に迷惑をかける事態も来ます。強制加入をさせられた組合員を不当に差別するといふような問題があるいは出てこないとも限らぬとかいふような、公取の心配されるいろいろなおそれといふものはやはりあると思ひます。です。ところが政府の運営がほんとうによかつたら、あれだけの要件を備えてゐるものでなければ認可しないという認可基準があるのですから、認可基準について政府が相当厳密に、甘く考へないをもつて臨むならば、公取委員会の心配するおそれはないのでないかといふのが私どもの考え方でございます。まして、これは相当に運用の幅があるといふようなところからきてゐる一つの意見の食い違いだらうと私どもは考へております。

○横田政府委員 この中小企業団体法案につきまして、公正取引委員会と政府との意見が食い違つてゐるのではないかとこのお話をさせていただきます。この点につきましては、先般の本会議におきまして、一応お答えをいたしましたのであります。この法案の作られます過程におきまして、主として中小企業庁でございますが、それと公正取引委員会とのいろいろ折衝いたしまして、私どもの意見も相当率直に申し上げました結果、今提案になつております法案の中には私どもの意見が相当取り入れられておりまして、大体において意見の調整ができたのでございます。ただまことに遺憾なことに、強制加入の点につきましては、公正取引委員会といたしましては、どうしても同意ができません。これは中小企業庁の方も公取の立場からおそろく同意できないだらうという話もございまして、結局意見の相違のままで次官会議、閣議というところになりまして、次官会議には通常の例を破りまして私どもの方の事務局局長が特に出席をいたしまして、公取の立場をよく述べたのでございます。しかし結局そのまゝになりまして、その公取

の意見は閣議へ持ち出すということ
で、閣議ではたしか官房長官が話
があったと思ひますし、また私どもの
意見を書き置いたものを閣議の席で配
られたことと存じます。結局この前本
会議で通産大臣からお答えいたしました
ように、いろいろな点を政府として
は考慮せられたい結果、やはり強制
加入の制度は設けべしということ提
案になった次第でございます。私ども
がこの強制加入に反対いたします理由
は、こまかに申し上げますと、アウ
トサイダーの規制には事欠かない
というふうに私どもは考えておりま
す。ところが強制加入ということにな
りますと、結局この規制命令と同じよ
うな効果があるわけでございますが、
規制命令の方はこれを出しますと、
非常に慎重な手続でもって出すように
法制ができております。ことに審議会
等にかけて一々これを検討して規制
命令を出すということになっており
ますが、一たび加入命令が出ますと、
その後はただ調整規程の認可というこ
とはございますが、それは手続的にも
非常に簡単になっておりますので、こ
れは先ほど通産大臣が申されましたよ
うに運用の問題になると思ひます
が、非常に簡単に取られるおそれ
がありはしないかということが、主と
してこの加入命令に対してわれわれが
反対する理由でございます。従いまし
て私どもは捨てておきませんので、この委
員におきましてこの点につきましても
十分に御検討いただきたいというふう
に考えております。

○西村(直)委員 これは委員会におき
ましても非常に論議がかわされる点だ
ろうと思ひますが、中小企業の実態の
一つは法律論のみならず、この点につ
いては実態の把握の仕方が一つあるう
ちであると思ひます。そこで確かに調
整規程は価格に関係がある場合は公取
の同意ということがあります。それ
以外の調整規程は通産大臣その他主
大臣との行政行為でございます。もち
ろんそれには各種の条件がついておるよ
うに拝見しておりますが、アウトサイ
ダー規制命令があつてから強制命令、
いわゆる加入命令というものがな
く、話はちよつと違ひますが、憲法
上の問題というものは、ちよつと外野か
ら声がかかりましたけれども、これは
公取自体の問題となつて、もう一つ別
の立場だと私は思ふのでございま
す。公取自体は独禁法というふうな建
前からの御議論を進めるべきじやない
かというふうに私は思ふのでございま
すが、その場合に、ものの順序として、
あなたの方としては経済的に見て調整
法その他従来の安定法によるような規
制命令だけで、この自主調整ができる
というふうな、そこまでお考えになつ
て論を進められたのでございませう。
単に法律論的な建前からいかれたもの
ですか、公取委員長どうですか。
○横田政府委員 公正取引委員会とい
つたしましては、規制命令の制度で足り
るというふうな考えておる次第でござ
います。

○西村(直)委員 その点は中小企業
の実態を公取以上によくつかんでおられ
る中小企業庁長官その他所管大臣であ
る通産大臣の御所見をこの委員会です
分に吐露していただきたいと思ふので
ございませうが、通産大臣なりあるは
長官なりから一つお述べをいただきたい
と思ふのでございませう。
○川上政府委員 現在中小企業安定法
によりまして、いわゆるアウトサイ
ダーの規制命令はあるわけなんです
が、このアウトサイダーの規制命令
だけではどうしてもうまくいかないと
いうような面があるわけでございま
す。具体的に言いますと、たとえば経費の
負担につきましても、アウトサイダー
と組合員とは違つておりますし、また
検査につきましても、アウトサイダー
に対する検査につきましてもはなかな
かむずかしいという点があるわけ
でございませう。そういう事務的な技術
的な問題につきましても、アウトサイ
ダーの規制命令だけではなかなかう
まいいかないような場合があると思
ひます。同時にまた一面におきましては、やはり
中小企業者が一つの場を作りまして、
そこへみんなが集まつて、そうして
いろいろ調整をやるということが一番
いいのではないかと、このように考
へます。まずアウトサイダーである中
小企業者をその組合の中に入れて、
そうして場を作つて、その場において
いろいろ調整をやる方がベターで
はないかというふうな私どもは考
へておるわけでございませう。その
わけでありまして、そういう点から言
ひまして、現在の中小企業安定法にお
きまして、いわゆるアウトサイダーの規制
命令とは別に、やはり強制加入の制度
を設けた方がよくはないかというふう
に私どもは考えておるわけでございま
す。

○小笠委員 関連。今のところは重要
な問題ですからちよつと聞きたいと思
す。公取の委員長にお伺いしたいと思
ひますが、本案の五十五条と五十六
条の関係であります。今の五十五
条は、中小企業対策として五十六
条があれば十分だ、こういう考え
方があると思ひます。私は中小企業
にまともな与えていく、そのまとも
な与えていく場合に、日本の中小企
業の現状から見て、ある程度国の力
による支援を要するということは間違
ないと思ふのです。こういうふうな
系に本案はなつておると思ひます。
そういう考え方のときに、五十五
条と五十六条との関連において、公
取委員におきましては五十五条と五
十六条との差をどう読んでおられる
のか、まづ伺いたいと思ふのでござ
いませう。得べくんば中小企業者の
自主的な発言のものに一つまとも
な力をつけていく、全部持つていく
方がベターだと考へておると思ひ
ます。私はこの五十五条と五十六
条の問題は重大な問題であつて、特
に独禁法の精神からいけば、なるべ
く業界の自主性を導んでいく、いわ
ゆる独占の排除、あるいはまた不正
競争の排除という見地から見ると、こ
うして、五十五条の考え方と立つ
ては、より現実的ではないかと考へ
ます。その政策論は別として法律論
的に五十五条は不要だということ
はどういふことですか。なお五十五
条の規定は対象が五十六条と同一
でないことを十分お含みの上お答
え願ひたい。

○横田政府委員 私どもは、この団
体の五十五条、五十六条、五十七
条とございまして、この態勢の考
え方も一応お含みの上お答
え願ひたい。

○水田國務大臣 さつき公取委員長
からお話がありましたように、政府
内では意見が一致しないと思ひ
ますが、公取の意見が一致しない
という意見付で次官会議から閣
議に上つて参りまして、閣議は
両方の意見を聞いて、さつき公
取委員長も申しましたように、運用
の

問題で政府のやり方を信用しないと公取のようなおそれも出てくるのだが、政府がそこを厳格に運用するというなら、そのおそれるところの大半は解消するのだから、そういう意味において政府は公取の意見を十分尊重するが、政府の運用によってそういうおそれはない、政府のやり方について考えて、政府としてはこの法案でいいという意思を決定して国会に出したのでございすから、これを撤回したり、あらためて意思統一をやつてここへ出すという意思はございません。

「議事進行、議事進行の方が先じゃないか」「発言中だ」と呼び、その他発言する者あり」

○福田委員長 議事進行に関して御発言願います。

○中崎委員 通産大臣からの答弁があつたのでありますが、私は公取委員会もやはり国家の一つの機関であると思ふのであります。従いまして通産大臣の一方的な発言に対しては納得がいきません。そこで岸総理大臣の出席をこの委員会に要求して、そしてこの議事の進行をはかられることを委員長に要求したいのであります。

○福田委員長 総理大臣は午前中外国使臣との話し合いでどうしても都合がつかないという話がありましたので、本日は主管大臣たる通産大臣の説明を一応委員会として聞いておきまして、質疑を続行して、後ほどまた理事会にあらためてお諮りしたいと思ひます。

○中崎委員 これは法案の内容に関する重大な問題であります。そこですみやかに理事会を開いてもらつて、これに対することについて岸総理大臣が来る

のか、それからそれぞれの理事がその扱いを承認するかどうか、それを公式にまとめてもらつて、それからやつていただきたい。

○西村(直)委員 私は議事進行の動議を出しておきます。実は私自身が発言中であり、同時に本朝米質疑の過程におきまして、総理大臣からもそういった問題について所信を承りたく、私も総理大臣の出席を要求しております。従つて総理大臣の出席するという事については私も了解をしたいと思ひますが、しかしそれを今すぐ理事会を開いてどうというよりは、私の審議を進めさせていただきたい、ことにこの中小企業団体法は全国の中小企業者が非常に関心を持っていただいているだけに私は熱心に審議をさせていただきたい、こういう意味でこの動議を出したいと思ひます。

○福田委員長 ちょっと速記をとめて。

○福田委員長 速記を始めて。

ただいま西村直己君並びに中崎敏君からそれぞれ発言がありました。お諮りしたいと思ひます。本日はこのまま質疑を続行いたしまして、質疑終了後理事会を開いてこの問題をあらためて取り上げて検討したいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○福田委員長 それではそのように取り計らいます。

○西村(直)委員 さらに今の問題に關連して進めて参ります。

公取委員長にお伺ひしたい。弊害があるというのは調整規程が主務大臣の行政事項であつて、公取とは關係がな

い。もちろん調整規程の中でやれるものは別であるが、それ以外は調整のため、ある団体に加入命令が出て入つた、その後新しい調整がどんどん進んでいくたびに行政権だけでどんどん進んでいく、それでは弊害が多いではないか、こういうような意味ですか。弊害という意味です。

○横田政府委員 大体そういうことでございまして、要するに一度加入命令を出しておきますと、その後は調整規程を設けることによりまして、実質的にはいわゆる員外統制を行ひ得るといふ点が問題でございまして、結局先ほど申し上げましたように、員外命令の場合にはかなり問題を慎重に取り扱うように法律はできておりますが、一たび加入命令が出ますと、あとは調整規程を作りさえすればよろしいという状態に置かれるわけでございまして、その点をわれわれとしては一番問題にしているわけでございまして。

○西村(直)委員 もちろんそうなれば同じ政府内部でありますから、行政運用がうまくいけばいいという考え方も一つの考え方ですが、同時にその調整規程の弊害がありと考へられる部分を、法制事項としていろいろやつていけば解決できる部分も残されているのじゃないでしょうか。たとえば調整規程の中にも価格に関する部分は公取の同意という面があるのでございす。そうすると残つた部分の調整規程は、設備制限とか、生産制限とか購入の方法とかいろいろありますが、そういうものが行政権で勝手にやられはせぬか、こういう意味でのお考えなんでしょうか。そうすればそれは両者の間の運用を何か法制上解決するという道も残

されてはせぬか、それとも根本的な思想の対立があるのか、そこいらのところが私にははっきりのり込みないのです。

○横田政府委員 根本の問題といたしましては、これは公正取引委員会の従来の考え方を申し上げますと、要するにこういう調整規程その他いわゆる共同行為と申しますか、カルテルというものは、加入、脱退の自由ということがあつて初めて認め得るといふ独禁法に強く示されておる線がございまして、結局この加入命令の制度は、この団体法によつて初めて、今申しました従来の独禁法の考え方に対する重大な例外を設けることになるわけでございまして、この点が実は一番基本的な問題だと私は考へております。

さらに今申されましたように、加入命令が出た後の調整規程について、何か特別な、弊害を防止するようなことを考へればいいのじゃないかという御趣旨のように伺ひましたが、公取といはして申してもまだ十分にその点を検討は先ほど申しましたところにあるのでございす。

○西村(直)委員 もちろん独禁法という精神からいけば、そういう御意見も私は出ると思ひます。しかし同時に一面、強制加入というか、そういう思想については憲法上の問題もあるという説もありますけれども、憲法上の公共福祉という点から見ると、これは非常なしほり方をしておる。憲法論はさておきまして、今世の中の事態として、加入命令というか、強制加入という行き方をとつておるものは、お医者さんの団体にしてもあるわ

けです。あるいは弁護士会にあるわけですか。こういうような考え方は、それは全然いけなないのだというこもいえないで、問題は法律の作り方もあります。なるほど今の経済の実態から行きたいという行き方もある。だから今の独禁法の精神が絶対のものだとなんばられることは、独禁法の番人としてのお立場からは一つの議論が立つが、同時にもう一歩進んだ国民経済全体の運行という建前から政府がそこを考へていくという道も私はあるのじゃないかと思ふ。ですから、もしその間に議論があるならば、行政運用上の強制という方法がつくのかあるいは法制的な方法がつくのか、こういうような認識の相違があくまでも平行線であれば何をかいはんやであります。認識の程度は多少の違いがあつても、私はそこにございす。この問題につきましてはおそらく社会党の方では落しておられるだけに、いろいろな御議論を強くお出しになるだらうと思ひます。これはこの程度にして、なおまだ問題点が幾つもありますから、私はこの機会を通じて、できるだけ早く団体法あるいは組織法の問題点を先に出してもらいたいと思ひまして、先へ論を進めます。その次にお伺ひしたいのは、今の政府案による商工組合あるいは加入命令、こういうものが出た場合に、不況要件いわゆる過当のいろいろな競争があるからということで病院に入れるのだ、その条件が消えていった場合に、今の商工組合の存在そのものあるいは加入命令、規制命令、こういうものはどういふふうになりますか、

これは中小企業庁長官から詳細に承わりたいと思います。

○川上政府委員 この商工組合制度におきましては、不況要件というものがなくなりまして、調整事業を行う必要がないということになりますれば、これは解散させるということになっております。従いまして強制加入の制度でありますとか、あるいはアウトサイダーの規制命令につきましては、そういうような要件がなくなりますと、直ちにそういうものは廃止されるということになってくるわけでございます。

○西村(直)委員 商工組合の今の条文は何条でございましたかね。

○川上政府委員 それは第六十九条に「商工組合等に対する解散の命令」というのがありまして、一から四までありますが、この中にそういうものにつきましては書いておるわけでございます。

○西村(直)委員 これは「解散を命ずることができ」となっておりますね。「できる」とすね。その要件を欠くに至ったと認めるときはできる。だからこれはあくまでもそういう行政方針だということに御説明を承わっていいですか。自動的になくなるわけではないのですか。

○川上政府委員 六十一條におきましては「調整規程等の変更命令」それから六十二條におきましては「命令の変更又は取消」というようなことがありまして、これによりまして取り消さなければならぬということになっておりますので、当然先ほど申し上げましたようなそういう措置をとられることになるわけでございます。

○西村(直)委員 調整規程の方は、六十二條で取り消さなければならぬと

いうことはわかりますが、これは五十五條と関連がありますか。

○川上政府委員 六十二條におきましては「主務大臣は、第五十五條第一項、第五十六條又は第五十七條の規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならぬ」ということにはつきりなっております。

○西村(直)委員 それはわかりました。「事実が変更し、又は消滅した」とは取り消さなければならぬ」という義務づけになっておりますから、当然にそういう結果が生ずる、こう解釈いたしますが、商工組合が一定のワケ内でできるときは、六十七條でござい

ますが、それが眠つておるという場合においては「必要な措置を採るべき」とを命ずることができ、「これはやは行政方針としておやりになるのですか。眠つておるような場合には、一定の期間が来れば自然に消えてしまうのがどうなのか。

○川上政府委員 六十七條におきましては、「期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができ」ということでありますので、場合によりましては、命じなくてもいいということになるわけでございますけれども、やはり行政的な方針としましては、私どもの方としては厳格に措置したいというふうな考えでおります。

○西村(直)委員 さらに商工組合の地区という言葉を使っておられますが、この地区というのは、環境衛生の適正化に関する環境衛生営業の方は、法律

の条文で全県一区というふうにするにきめてあります。こちらの場合には地区という解釈はどういうふうにしていくわけですか。これも行政方針で、たとえばある特定のところから地区がきまってくるのか、あるいは産業の状態によつてきまってくるのか、あるいは協同組合から変更し、乗りかえができるようになっておりますね。従つて小さい協同組合が幾つもあつて、そういう場合にそれぞれ不況要件があるからといって地区として解釈されていくのか。どういふ形になるのか。この点は法律からは出て参りませんから、御説

明願したい。

○川上政府委員 商工組合の地区につきましては、法律ではつきり一県とかあるいは全県とかというふうにはして

おりませんが、これはやはりその産業の実態に依りまして、われわれとしましては地区をきめていくべきじゃないかというふうな考えでございまして、場合によりましては二県にまたがって作るべき必要のあるものもあり

ますし、あるいは一県で作るべきものもありまして、あるいはまた産地といふような場合もあるかと思ひますので、その実態に依りましてそれぞれ作

りやすくしていったら一番妥当ではないかというふうな私どもの方としましては考えておるわけでございます。しかしながら協同組合などと違ひますか、やはりこの調整事業を行いますか、それなら協同組合などに行われなければならぬので、そのためにはどうしても大部分のものがつきま

しては、その地区というのは相当広い地域になるのじゃないかというふうな

考えられます。少くとも一県というものが最低の地区になってくるのじゃないかというふうな考えますけれども、あるいはたとえ商店街組合というふうなものにつきましては、これはやはり一つの市の中の一部分とかいうことになつてくるだろうと考えられます。私

どもの方としましては、経済的なあるいは産業的な一つの範囲というものが、それだけの産業によつて非常に違ひますので、別に一律にこれを規定し

てないわけでございます。

○西村(直)委員 そうしますと、これはたしか附則の乗りかえ規定のところ

で、協同組合から商工組合に変わら

ないところが協同組合というものはど

ちからかという自然発生的な面も多分に

ありますから、こういふ場合には行政指導である地区をまとめるわけですか、それとも自発的に協同組合から商工組合になるということになる

というときにはどうするのですか。

○川上政府委員 その協同組合につき

ましては、現在地区の非常に小さいもの

もありまして、また非常に大きいもの

もあるわけでありまして、大体そういう調整事業を行いますときは、先ほ

ど申し上げましたように地区が大体広いということになります。その協同組合におきましていろいろ検討をいた

しましては結果、どうしてもこの程度の

地区でなければならぬというふうな場

合におきましては、もし現在の協同組

合の地区が非常に狭いというふうな場

合においては、やはり所要の手続をと

りまして、その組合の地区を大きくし

て、そしてその商工組合の方へ乗りか

えていくというふうなことに手続上は

なつてくると思うのであります。

○西村(直)委員 それから商工組合と

農林水産団体の関係ですね。これはだ

いふ一時誤解もあり、また関係をかな

りお切りになつたようにも思ひます。

特に農協との関係を御説明を願いた

い。

○川上政府委員 まず商工組合の設立

に關連いたしまして、農協との関係が

どうなるかという問題でございませ

が、これは第十一條に「商工組合の組

合員たる資格を有する者は、その地区

内において資格事業を営む中小企業者

及び第九條に掲げる事業を克服するた

め必要がある場合において定款で定め

たときは次に掲げる者とする。」とい

うことになつておりました。この第二

のところで、この定款で定めました場合

におきましてはこの商工組合に加入さ

せることができるというものを書いて

おりますが、事業協同組合、協同組合

連合会、企業組合、商工組合、商工組

合連合会、それから農業協同組合、農

業協同組合連合会、ずっと書いてござ

いまして、そして「その地区内にお

いて資格事業を行うもの。」というふう

に書いてあります。言いかえれば、商工

組合の組合員たる資格を有する者は、

これはいわゆる営業者でありまして、

資格事業を営むもの、そして原則とし

ましては中小企業者である。大企業に

つきましてはこれには入ることができ

けれども、それ以外のものでも資格事

業を行うものというふうな書いてあり

まして、こういう協同組合でありまし

ても加入させることができるということ

になつておるわけでありませう。しか

しなが、それはただ書きのところで

「ただし、その資格事業がこれらの団体の種類ごとに政令で定める業種に属する場合に限る。」というふうに書いてありまして、こういうものでありまして、この商工組合にこの際入れる必要がないというような場合におきましては入れさせなくてもよろしい、政令によりまして指定しましたものだけを加入させるということにいたしてございます。従いまして農協につきましては、非常に特別な場合に組合に加入した方がよいというふうに考えておりまして、普通はやはり営業者自体が一緒に集まって共同の調整を行うことが必要でありますので、農協につきましては、そういうことにあまり関係のない場合にはこれを入れる必要はありませんが、たとえばミカンのカン詰の製造販売業をやつておる農協のごときは、やはりこの組合の中に入れて調整した方が便利でありますし、また農協関係の方からもそういうような希望を持つておるようになつておる場合がありますので、そういう場合に限つて組合に加入させるということにしておるわけでございます。

それからもう一つは二十九条、組合交渉の問題であります。組合交渉の相手方につきましては、四のところで「地区内において資格事業を行う事業者（資格事業を営む者を除く。）であつて、商工組合の組合員たる資格を有しないもの（政令で定める者に限る。）」とあることになっておる。たゞは農協につきましても、組合交渉というので、政令によりましてそういうものは除外するということにいたしてあります。

に、自分たちの不利になるような措置はおそらくとらないだろうと考えますし、現在すでに中小企業安定法に基く調整組合においても、そういう弊害はほとんど今日まで出ておりませんので、私どもの方としましては別段そういう問題はないというふうにも考えております。また下請企業についてもこれと同様なふうにおかれましては考えております。

○西村(直)委員 この下請組合は商工組合みたいなものを認めるつもりでございますか。

○川上政府委員 下請の問題については、おそろしくこの商工組合制度ではなかなか利用できないのではないかと、いろいろ考えております。これはいろいろありますが、原則として一地区に同業種の組合は一つだということになっておりますし、商店街の組合がその他の同業種の組合とクローズすることができるとなっておりますので、下請の組合についてはそういう原則からいってなかなかできないのではないかと、いろいろ考えておりますが、下請の組合については現在協同組合をやっておりますので、協同組合制度を活用することによってある程度その目的を達し得るのではないかと、いろいろ考えております。

○西村(直)委員 これらは政令事項なり行政で指導される面が相当ふえて参ります。これに対する役所の機構はどういうふうにおやりになりますか。あわせて一つお聞きをしたいのは、この法案が出ると、中小企業者の期待する人は非常にいい法案が出たのではないかと、一挙に殺到する。あるいは

はがっかりする人もあるかもしれない。それは業種、実態によつていろいろ違ってくるだろう。その場合、どういふような事務さばき——さつき運営という問題が盛んに出たわけでありますが、こういう大きな法案を、さらに幾多の政令を加え、あるいは省令もくつつくでありましょう。そういうものを運営していく機構というか、受入れ態勢は役所側ではどういふふうになつておられますか。これは運営上大きな問題が役所関係でも起ると思ひます。また場合によればそれに対する予算が必要なかどうか、こういったこともお聞きしてみたい。

○川上政府委員 今のところ別に特別な予算はとっておりません。現在すでに安定法に基いて調整組合も相当作つておられるわけですが、現在のところ中小企業庁において特別な機構を作つて、さらに人員もふやしてやるというような措置は考えておりません。現在協同組合課がありまして、そこで調整組合の仕事もやっておりますが、私どもの方としましては、その人をふやさなくても現在の人員で十分この組合を組織させることはできるのではないかと、いろいろ考えております。また府県につきましても、現在それぞれこの協同組合関係の仕事、あるいは中小企業関係の仕事をしておる部署があるわけですが、そこにおいて私は十分措置できるのではないかと、いろいろ考えております。ということはこの商工組合制度につきましても、設立につきましても、その他のことにつきましても、相当厳格な措置をとつておりますので、私どもの方としましては、特にその最初の運営については非常に重

大でありますから、その組合設立につきましても慎重な措置をとつていきたいと考えておりますから、今の人員、機構において十分できるのではないかと、いろいろ考えております。

○西村(直)委員 時間がたつて参りますからさらに進めますが、組合交渉の問題ですが、団体交渉あるいは組合交渉、こちらの政府案は組合交渉という言葉を使つて、応諾の義務はないという点に条文から解釈をするのですが、その点はどういふふうになるのか、措置はせねばならぬというように書いてありますが、応諾の義務になつていないのか、どうか、その点を御説明願ひたいのと、それから組合交渉ということが一時期非常に誤解されて大きく伝えられたわけでありまして、政令でその手続等もきめられておるようでありまして、その政令によつてきめる組合交渉の手続の内容、それからもう一つは、さらにこれが大きく伝えられまして、交渉権という権利化したという理由、これらの点を承わりたいと思ひます。

○川上政府委員 この二十九条によりまして、「その交渉に際するに誠意をもつて措置しなければならない」ということになつておられます。絶対に応じなければならぬということにはなつておりません。これはあくまでも応じるように誠意をもつて措置しなければならないという場合にはどうするかが、もし応じない場合はどうするかという問題につきましても、別に罰則規定はないわけでございます。ただその三十条によりまして、「組合協約の締結に必要の勧告をすることができ、」という規定が入つておりまして、当然これは応ずべきものだといふ

ふうにも考えられる場合におきまして、なかなか応じないというふうな場合におきましては、この主管大臣が応ずるよう勧告をするわけでございます。しかしながらこれはあくまでも社会的な一つの訓示的な規定でありまして、先ほども申し上げましたように、別に勧告に應じなくても罰則はないというところにいたしておるわけでございます。それからもう一つは、この第二十九条の「商工組合の代表者が、政令で定めるところにより」というのは、この組合交渉をやる場合におきましては、この「政令で定めるところにより」というのは、これは大人数も制限して、進めてもらいたいというふうな考えでございます。たとえば三人以下でやるのか、あるいは代表者につきましても組合の理事でなければいけないとか、そういうような規定をこの政令で定めることにいたしておるわけでございます。

○西村(直)委員 最後にもう一つ問題は、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案というのが、六団体といひます。六業種といひます。それから、それから食品衛生法に基く政令に指定されるものと、適正化規程を作つておるアウトサイダー命令を出して、強制加入はないのですが、これは一つの法案として国会で今審議されておる。これとこちらの関連はどうなのか、それからその他にも、このように多少似たような法案がありまして、安定法はこれで廃止になることはわかりませんが、今審議されておる環境衛生関係の法律とこれとの関連といふものを明確に承わりたいのでありま

す。もちろん片方は議員立法でありまして、こちらは政府案でありますから、考え方は多少違ふことはよくわかりますけれども……。

○川上政府委員 この中小企業団体法は、一般法と申しますか、基本的な法律でございます。特殊な事情があつて、それは別な組合を作らした方がよろしいというふうな、ものによりましては、その特別な法律によつて、特別な組合を作らしても何ら差しつかえないというふうにも考えております。従いまして環境衛生関係のものにつきましても、やはり別な法律によりまして、別な組合組織を作つた方がよろしいというふうにあれば、この法律によりまして作れるのですが、そちらの法律によつても作り得る。従いまして行政的な運用によりまして環境衛生のものを特別な法律による組合組織にした方がよいというふうに考えておられます。そういう措置をとつても差しつかえないというふうにも考えております。というところは、この法律によりましては、主管大臣はその物資を主管している大臣といふことになつておる。その主管大臣におきまして行政的な運用によつて、今の環境衛生について特別な組合を作つた方がよいといふことであります。別の組合を作つてもよろしいといふことになつておるわけでありまして、しかしこの法律によりましては、別に作つては悪いといふことではないわけでありまして、作り得るわけでございます。

○西村(直)委員 そは行政官庁同士で運用上何かはつきりしたものをもちになつておるのですか、中小企業庁なり通産省だけでそう考えているので

なく、厚生省なりその他の関係大臣とも、その点は明確になっているのですか。

○川上政府委員 法律上は先ほど申し上げました通りであります。これは通産省と厚生省との間にはつきりこの法律を提案する前に覚書を交換しておりまして、環境衛生の關係は向うの特例な法律で措置するというにいたしております。

○西村(直)委員 そうすると事実上、環境衛生關係、サービスマスターが、向うの法律でなくて、ここの法律で申請してきた場合は、主管大臣の厚生大臣が受けつけないということでありませうか。要するに一つの県の中で、おれはこの団体法で行く、わしは環境衛生法で行こう、こういった議論が起つてきた場合にどうなりますか。

○川上政府委員 それはその調整事業の内容によりまして、この主管大臣である厚生大臣が、その提案してきました組合申請について調整をすることにいたしておるわけでございます。従いまして商工組合を作りたいということに参りまして、主管大臣が、やはりこの調整事業の内容によつては商工組合よりもむしろ環境衛生の組合でやつた方がいいということになりますれば、行政指導と申しますか、そういう措置によつてこの環境衛生の特別組合を作らせるといふことになるかと考えます。

○西村(直)委員 その点は、法案起草の過程において行政庁としてはおやりになりましたが、私たち国会としてもはつきりしておかなければいかぬと思ふのは、行政権としてはそうお考えになるが、立法のあれからいって、

どっちでもお選びなさいという形が果していいのか、また一般法、特別法という形ではつきりしておけばいいのか、今日私個人が軽々に論を出すべきでないけれども、私は少くとも環境衛生業者、サービスマスターというのは、ほとんど組合対象になるような、団体交渉になるようなものはない。はつきり言えば床屋さんが組合交渉をどこでやるか、せいぜいやつたとしても化粧品屋とやるようなもので、大したことはない。こういう点から見ると、サービスマスターというのは、ほんとうの、手からだと精神とを持つた第一次のサービスマスター、しかも保健所、衛生部といううなものを通していく。それに最初私が御意見申し上げたのは、もちろんこういう中小企業を團結させて、そうして公正な場面までその意欲を盛り上げていくというふうな基本法としては、確かに一般法は価値があるが、同時にそれだけの特殊性というものを發揮するといふ面もあるであらうし、また中小企業庁としては、厚生大臣所管のサービスマスターまで中小企業としてなかなかめんどくさい、こういうふうな点から、私は法律的にももう少しはつきりしておく必要があるしなにかという意見もありませんが、一応意見として申し上げておくところでありませう。

それから次に、時間があまりたちますと悪いですから、社会党の方の御説明の方がおれば、二お伺い申し上げておきたい。

社会党の案は大体さつと私も拝見いたしましたし、提案理由も一応説明を受けましたけれども、一、二お伺いしたいのは、団体交渉というところ

非常に力を入れている、そして内部の方は比較的自主的に、こういうふうな全部やつておられるようでありませう。これが特徴だと私は考えるのであります。そこで団体交渉の場合にわれわれが少し異様に感じますのは、政府案でありますと組合交渉、調整規程、調整事業というものを中心に考えている。ところがあなたの方の案は一切の取引条件について、組合のためじゃなくて組合員のためにもできる、こういうふうな非常に幅が広いのであります。その点は私もほだいふ異論があります。御説明を願いたいであります。

○永井委員 わが党がこの法案を出しました前提条件としては、中小企業が今日のようないきなり状態にありませうとは、まず過度の競争、それから原料高の製品安、あるいは金融難、税金が高いくというところ、あるいは外資が導入されてそれが国内の中小企業を圧迫するといふこと、あるいは政府が多年にわたつて大企業中心に、超重点的に施策を進められて、そのしわ寄せが中小企業へ来ているといふこと、そういういろいろな条件を巨細に検討しまして、その中で中小企業を振興し安定させ発展させるにはどうしたらいいか、こういう作業を通してこういう結論に達したわけでありませう。従つてこの中小企業を中小企業の枠内に閉じ込めて強制加入をして、そしてどのような権力でこれに臨みましても、過度の競争という条件が整理されるわけではありませう。ただ一つの中小企業という枠内に閉じ込めたといふことだけであります。その中におけるいろいろな政府案のような施策によつては過度

の競争という条件は取り除かれないのであります。もしして中小企業業者が非常にたくさんあるという条件を、中小企業の枠内に閉じ込めたといふことで、その中で安定をはかるといふならば、過剰なものを強権によつて整理するといふ形によつてのみ過度の競争が整理される、問題が解決の方向をとる、こういうことになるかとわれわれは考えるのであります。

そこでわが党は、そういうことではなしに、中小企業の仕事の分野を拡大していく、こういう考え方に立ちまして、産業の分野に関する法律をここに出して、そして中小企業に適當と考えられる仕事の領域というものを広げていく、そういうふうにして中小企業の活動領域を確保することが一つ。それから、その中において原料高の製品安といふような、大企業の圧力が相當に強いわけでありませうから、そこで大企業と中小企業との間における一つの団体交渉によつて、原料を適正な価格で入手できる、あるいは製品を適正価格で売ることができ、代金の支払いその他について今までのようなしわ寄せをされないようにするといふようなところに重点を置いて考えて参りましたから、このような立法の趣旨に基きまして成文をいたしました、こういう次第でございます。御了承いただきたいと思ひます。

○西村(直)委員 私がお聞きしたいのは、その立法趣旨もあれでございますけれども、時間もありませんから、なるべく端的にお答えを願ひたいのは、調整規程の点で、政府案でありますと、組合員のためにあるいは組合の一部のために交渉するといふようなことはな

いのです。ところが社会党案によりまして、取引条件一切についてやれる。端的に申しますならば、すぐ値段の交渉に入らうとやないか、しかも組合の一部のためにあるいは組合員、その所属員のためにやれる。こういうところに私はあまりに組合交渉、団体交渉といふのは広過ぎはせぬかといふ一つの欠点を見出すわけであります。

それからもう一つは、これは間違ひではないと思ひますが、配付になりました社会党の案の二十七条の二項ですが、これは削ると書いてある。消費者が非常に心配をされるという建前もあつたのでありませうが、政府案では価格協定、料金協定といふものはあらゆる手を打つたあとで最後にやろうといふのに対して、社会党案は初めから価格協定あるいは料金協定といふようなところにいきけるというふうな私はこの調整事業を解釈する。これはやはり私は少しドラステックじゃないか、こういうふうな考慮があるのであります。その点について御意見を簡単に伺つておきたいと思ひます。

○永井委員 ただいまのお尋ねにお答えをいたします。わが党の案は組合に強制加入を認めておりません。員外に對する強制統制といふものも認めておりません。従つてただいまお尋ねのようないは価格協定あるいは価格の団体交渉といふようなことにすぐ入る、あるいは個人を対象にして入る、こう申しますけれども、組合の加入脱退が自由でありますから、組合の共通の利害の上に立たない私利的な一つの行動といふものには、おれはおれの勝手な行動をとるのだといふことについて参りませう。組合員の共通の利害の上に立つた

一つの公正な交渉という旗じるしが確立されない限りにおいては、全組合員の共同行動というものがとれなくなるわけであります。そういう操作の基盤の上に立ちましてこういう規定をしております。政府案はいろいろな方法をとった後にこの調整活動ができる、こうしてあるのでありますが、わが党は中小企業今日の経済的ないろいろな悲境というものは、物価なら物価、原料なら原料、税金なら税金、金融なら金融という一つの問題を解決すればそれで全体が解決するのではなくて、非常な広範な経済活動の分野の中において一つ一つ問題を解決していかなければならぬ、だから問題はいろいろな問題が同時的に行われなければならないということになる、問題が発生して事後処理としてやるのではなくて、どん底に落ち込む前の事前の措置として積極的に活動していくことを規定してあるわけであります。

○西村(直)委員 いずれだんだんに社会党案を通じての経済的、政治的な効果というものを十分に国民にPRする必要があると思う。ということは、時間がないから、質問すると御説明が非常に御熱心過ぎて何ですが、団体交渉というところに非常に中心を置いておるが、政府案ですと大企業にとまておるが、こちらは大企業の団体というところまで発展する。今度は要求者の方は組合員、こういうところを見ますと、組合員のため、所属員のためすぐ交渉が始まる。しかも値段の直接の交渉が始まる。しかも内部では料金をすぐきめ合う。こういうような値段というところへすぐいく。これが一番争いになりやすいところでしょう。そ

こにすぐいく。団体交渉まで持つていく。あるいは紛争であるとかその他のいろいろな協会まで発展していく。そうするとつい向うも対抗カルテルを作るというような形から、私はやはり気をつけないと、社会党案からいくと階級闘争的な面に入りやすい危険性がある、これを感じるのであります。

もう一つは、勤労事業協同組合というような小さい事業者のものを認めています。この事業者自体はむしろ家族労働者、家族の従業員——そういう零細のものも一つの特殊な組合を作つてやろうというお気持はよくわかります。

が同時に、これは率直に言うと、リーダーのいかにです。私は最初に、運営は人の問題と思想の問題だということをお願いしましたが、これは家族ぐるみの闘争になる。それからもう一つは、団体交渉の過程におきましても、第三者に委任することができるようになつてゐる。委任するといつて政令では交渉の手續を何ら制限しない。そうすると、それがすなわち赤旗を掲げたる家族ぐるみ闘争に発展をさせられるような危険性がある。こういうところに私は団体交渉の幅を非常に広げて、そして下から突き上げていく——経済行為というものは私はあまり突き上げていくというような、一挙にドラスティックな行き方をするとはどうかと思う。もちろん社会党の考え方には一連の体系は確かにあります。さらに、従業員との間の労働協約、それから最低賃金制、下から突き上げるがらいくという行き方が、果して今の日本の経済の運行上経済行為自体でとどまるか。さつきから申し上げるように、日本の総評を中心にした勢力が、

今経済行為を逸脱して政治闘争にいつている。言いかえれば、この社会党の組織法が、立案者自体はそういう頭でないにしても、社会党のつかんでゐる、いわゆる社会党のだんなである総評の勢力がこれを実族ぐるみの赤旗闘争に持つていく、こういうような点を、国会を通して国民が十分に御認識いただくならば、社会党の案のねらわれてゐるところ、社会党の国会議員のねらわれてゐるところがわかる。こういうふうには、私は、時間もありませんから、私の意見を申し上げます、今日は終る次第であります。

○加藤(清)委員 西村さんの貴重な御意見を承りましたが、まことに遺憾なことに、西村さんのおっしゃることはわが党案と離れることがはるかなところにあるまして、あなたの経験からするとそういう心配が起るかもしれないが、私どもの法案からいけば絶対にさようなことはございません。なぜならば、家族ぐるみ闘争とおっしゃいましたが、私の方の案には御承知の通り強制加入という前提条件がございますので、それを前提にお考えいただければ今のような考え方は夢にすぎない、こういうことでございます。

○福田委員長 本日はこの程度にとどめます。次会は明十七日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

昭和三十三年四月十九日印刷

昭和三十三年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局